

議第91号

高島市監査委員条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市監査委員条例等の一部を改正する条例

(高島市監査委員条例の一部改正)

第1条 高島市監査委員条例(平成17年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(高島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第270号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(高島市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 高島市下水道事業の設置等に関する条例(平成28年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。